

成長分野を支える情報技術人材の 育成拠点の形成（enPiT）

公募に関するQ & A

平成28年4月

文部科学省高等教育局専門教育課

1 申請関係

問1 どのような大学が申請できるのか。

(答)

平成28年4月1日現在において、学士課程の教育を行っている国公立大学が申請代表校（中核拠点）となることが可能です。学部を有さない大学院大学は申請代表校（中核拠点）にはなれません。ただし、中核拠点の大学や他の連携校の学部学生に対する教育に際し、当該大学院大学の資源（実践教育のノウハウの伝授など教員の協力、場所の提供等）を利用し連携・協力する場合は、連携校として共同申請者となることは可能です。

なお、平成28年4月1日現在で、すでに学生募集を停止している大学については申請することはできません。また、連携校として共同申請することもできません。

問2 1つの大学が、複数の分野の申請代表校（中核拠点）として申請することは可能か。

(答)

1つの大学が複数の分野に申請代表校（中核拠点）として申請をすることはできません。ただし、ある分野に申請代表校（中核拠点）として申請をした大学が、他分野の連携校として共同申請することは妨げません。

また、1つの大学が複数の分野で共同申請者（連携校）となることは妨げません。

なお、これらの場合、補助金の執行管理に際しては申請分野ごとに区分経理を行っていただく必要があります。

問3 中核拠点と連携校では何が異なるのか。

(答)

中核拠点は申請の代表校（分野の代表校）として、連携校と協力しつつ、事業の公募への申請、文部科学省から交付される補助金の執行（連携校への分担金の配分を含む）及び事業の実施についてとりまとめを行います。中核拠点には、当該分野のネットワーク形成や教育活動に対して主導的役割を果たすことが求められ、運営拠点との密な連携も求められます。

連携校は、中核拠点とともに主体的に実践教育を実施・推進することが求められます。

<基本的な考え方>

- ・運営拠点：中核拠点との連携協力体制を構築し、中核拠点間の総合調整を行い、実践教育ネットワーク形成の中心的な役割を担う拠点（事業委員会において大阪大学を選定）
- ・中核拠点：当該分野のネットワーク形成や教育活動（人材育成）、FD活動等の中心的な役割を担う拠点
- ・連携校（連携大学）：中核拠点とともに主体的に実践教育活動を実施・推進する大学

- ・参加校（参加大学）：中核拠点や連携校での実践教育活動に学生や教員が参加している大学などであり、学生が教育を受けるのみならず、教員が講師として中核拠点や連携校で行われる講義の一部を担当したり、講義内容の検討等に参画したり、FDに参画するなど、教育活動に参加する大学を想定
- ・連携企業：講師の派遣、演習テーマ提供、教材開発など、教育活動に参加する企業等を想定

問4 申請にあたっては、他の大学と連携しないといけないのか。単独の大学が複数の企業等と連携した取組は申請可能か。

（答）

本プログラムは、産学協働の実践教育ネットワークを形成することも目的の一つとして、他の大学との連携を必須とし、単独の大学による申請はできません。

問5 申請の際、大学が連携するにあたっては、国立、公立、私立の全ての大学を含めないといけないのか。

（答）

大学の設置形態にかかわらず、複数の大学による共同申請であれば差し支えありません。

問6 連携する大学の数に上限はあるのか。

（答）

特に上限はありません。ただし、補助事業による政策的投資の波及効果の観点から連携する大学の数や連携内容についても、事業選定の際の評価の観点の一つになり得ます。

問7 申請する場合、企業等と連携することは必須なのか。

（答）

本プログラムは、産学協働の実践教育ネットワークを形成することも目的の一つとして、企業と連携した取組を行うことが必要です。また、本プログラムは情報技術を活用して社会の具体的課題を解決できる人材を育成することも目標としていますので、実践教育の実施にあたっては、情報サービス企業のみならず、情報技術を利活用する企業とも連携することが必要です。

問8 申請時点で、連携校、企業等の了解を得ている必要があるか。

（答）

本プログラムにおいては、全学の教育改革の一環として、学長のリーダーシップの下、複数の大学間及び産業界の連携による取組を支援することとしています。連携校においても同様の趣旨から、全ての連携校の長の了解を得ていることが必要です。申請時点で了解

を得ておき、共同申請校として申請してください。申請時点で了解を得ていない場合は、本プログラムに申請することはできません。ただし、教員や学生が中核拠点や連携校における取組に参加をするのみの【参加大学】については、予め学長の下承を得ておく必要はありません。(申請書に「参加大学」の大学名等を記載することを必須とはしていませんが、可能な場合は積極的に大学等名を記載してください)

また、連携する企業等については、取組選定後の協力について、基本的な理解を得ることが必要であり、可能な範囲でその内容について申請書に記述してください。

問 9 申請時点で、連携する大学間の協定書、連携企業等の承諾書や協定書は必要か。

(答)

連携する大学の長や連携企業等の了解等を得た上で申請書を提出していただくことが前提ですが、申請時点で協定書等を提出いただく必要はありません。選定後に別途連絡する方法により、文部科学大臣宛に提出してください。

問 10 既に複数大学間での連携した組織体や活動実績がある連携取組は申請可能か。

(答)

既に連携した組織体や活動実績がある連携取組であっても申請は可能です。ただし、本プログラムを単なる既存の連携取組の補てん的な位置づけではなく、発展的な取組であることが必要となります。

問 11 中核拠点として申請代表校となり申請をしたいが、学部を有さない独立研究科である情報系大学院に所属する教員が中心となる取組でも良いか。

(答)

教育活動を行う教員の所属は問いませんが、育成の主な対象は大学学部3年～4年の学生になります。

問 12 取組の一部が他の補助金等により経費措置を受けている場合、どのように取り扱えばよいのか。

(答)

他の補助金等による経費措置との重複は認められません。本プログラムによる取組と明確に区分した上で事業を実施する必要があります。

問 13 事前に個別相談を行うことは可能か。

(答)

本プログラムの趣旨等をご理解いただくことを目的とし、事前に個別相談を行うことは可能ですので、担当までお問い合わせください。なお、個別相談は、申請前の事前審査を行うものではありません。

問14 事業の公募に共同申請した連携大学に対して補助金は交付されるのか。

(答)

公募申請にあたり、事業を連携して行うこととして共同で申請した大学については、中核拠点（申請代表校）を文部科学省からの補助金交付の窓口として、事業実施に必要な経費の配分（分担金）を受けることが可能です。なお、参加校（参加大学）及び連携企業は補助金の交付を受けることはできません。

問15 中核拠点は運営拠点とどのように連携するのか。

(答)

選定後、4中核拠点と運営拠点との協議により、プログラム全体としての事業計画を策定していただく予定です。各分野が個別に活動するのではなく、4分野が運営拠点を中心として一体となって協力体制を構築し、共通の目標に向かって活動していただく必要があります。

問16 補助期間終了後も連携取組を行う必要があるのか。

(答)

補助期間終了後も継続して各種取組について積極的な事業展開を行うことが選定の前提となります。

2 申請書等関係

問17 申請書類の作成にあたっては手書きでもよいのか。

(答)

手書きは認めていませんので、文部科学省ホームページに掲載の様式をダウンロードし、パソコンにより入力・作成してください。

問18 申請書の内容で強調したい部分をゴシック体や太字にすることは可能か。

(答)

可能ですが、基本的には【「成長分野を支える情報技術人材の育成拠点の形成（enPiT）」申請書の作成に当たって】のとおり“明朝体（10.5～12）”としてください。

問19 「事業責任者」は、今後採用予定の者でも良いのか。

(答)

可能ですが、事業責任者となることについて、本人及び採用する大学の確約が得られていることが前提となります。

問20 「事業責任者」を学長とすることはできるのか。

(答)

学長は申請における全体の責任者であり、取組を推進する事業責任者を兼ねることはできません。

問21 「事業責任者」は1名のみ記載すべきか。

(答)

主となって取組を担当する方(責任者)を1名記入してください。

問22 「事業責任者」には、例えば私立大学の場合、法人職員の氏名あるいは連携する企業等の職員の氏名を記載することは可能か。

(答)

できません。事業責任者は、申請する取組を実施する責任者となりますので中核拠点(代表校)の教職員に限ります。

問23 「事務担当者」には、連携する企業等の職員の氏名を記載することは可能か。

(答)

できません。事務担当者は、大学等の教職員に限ります。なお、記載内容の疑義等がある場合は、代表校の事務担当者(又は事業責任者)に問い合わせを行います。

問24 事業責任者や事務担当者のメールアドレスは、私用のメールアドレスでも構わないか。

(答)

文部科学省からの事務連絡に用いることから、確実に担当者に連絡できる大学等におけるメールアドレス、原則として担当部署の共用アドレスを記入してください。

問25 「事業責任者」は非常勤の教職員でも構わないか。

(答)

事業責任者はネットワーク形成の代表者となりますので、取組に責任を有する常勤の教職員である必要があります。

問26 「10 取組に係る経費」の「(1)平成28年度の申請経費」はどのように記載したらよいか。

(答)

「2 取組の内容」に係る経費のうち、平成28年度に取組を実施するために必要な経費について記載してください。また、補助事業として開始できるのは、補助金の交付内定

日となる予定ですので、平成28年度の経費の積算は平成28年9月以降（概ね7ヶ月）に必要となる経費を計上してください。作成の際は、連携校ごとの経費内容がわかるように留意してください。また、「(3) 事業期間全体に係る事業経費予定」については、平成28年度以降5年間に必要となる経費を年度ごとに記載してください。

なお、記入に当たっては、大学改革推進等補助金交付要綱、大学改革推進等補助金（大学改革推進事業）取扱要領等を参考にして、各経費の留意点、使用できない経費等をきちんと把握した上で、経費を計上してください。

問27 選定された場合、「10 取組に係る経費」に記載した内容で補助金が交付されるのか。

（答）

選定された場合は、別途、補助金の交付申請書を提出することになります。その際、審査状況等を踏まえ、予算の範囲内で調整を行うことがありますので、採択された場合であっても、申請書に記載した経費での補助金を交付するものではありません。また、補助金取扱要領等に沿わない経費の場合は、交付の対象にはなりません。

3 審査等

問28 審査委員の氏名は公表されるのか。

（答）

「成長分野を支える情報技術人材の育成拠点の形成（enPiT）事業委員会」（以下「委員会」という。）の委員については、今後（審査終了後）文部科学省ホームページで公表する予定です。

問29 面接審査は全ての申請に対して実施するのか。

（答）

面接審査は委員会で必要とされた場合に行います。詳細については、面接審査を行うこととなった大学に個別に連絡します。

4 補助金関係

問30 研究拠点形成費等補助金は、どのような経費に使用できるのか。

（答）

経費の使途として、物品費、旅費、人件費・謝金、事業推進費、その他（光熱水料等）に使用することができます。施設整備費や学生に対する直接的な経費（奨学金など）などに使用することはできません。

問3 1 2年目以降の申請額について上限額は定められているのか。

(答)

2年目以降の申請額の上限額は、当該年度の予算額を勘案して定められます。また、予算の範囲内で減額等の調整を行う場合があるほか、中間評価の結果等によっては予算額の縮減又は打ち切りを行う場合もあります。

問3 2 教員は自らの研究に本補助金を使用してよいのか。

(答)

本プログラムに係る経費は実践教育の実施及び実践教育の推進ネットワーク形成のために使用される必要があり、研究に支出することはできません。

問3 3 採択された次年度以降の補助金額の決定（内定）は、どのように行われるのか。

(答)

本補助金の配分は、選定された取組の申請額を踏まえ、毎年度予算の範囲内で、事業の実施に必要と判断される金額を文部科学省が総合的に判断した上で交付します。

問3 4 補助金の経費執行に当たって留意する点はあるか。

(答)

補助金の経費執行に当たっては、補助金交付要綱、取扱要領等に基づき、適切な執行管理が求められます。なお、本補助事業以外の目的での使用など不適切な経費執行があった場合は、厳格に対処することになります。

【物品費】

問3 5 実践教育に使用する設備・機器の整備を行うことは可能か。

(答)

事業の実施に必要な内容であれば可能です。ただし、単に設備・機器を整備するにとどまらず、整備した設備・機器を活用した実践教育を確実に実施・推進することが前提となります。

また、設備・機器を整備するための経費については、その必要性や効果及び代替設備の流用について十分な検討・説明が必要です。

問3 6 本補助金で什器類を購入することは可能か。

(答)

什器類（机・いす・複写機等）やエアコン等、大学として通常備えるべきものに経費を使用することはできません。ただし、学内からの調達が可能であって、補助事業の遂行上不可欠な場合は可能です。

問37 大学の施設の改修費として使用することは可能か。

(答)

大学が当然に整備すべき施設等の建設・改修に要する経費は支出できません。ただし、移設や取り壊しが容易なプレハブ等の仮設の建物については、レンタル、リース等の経費として計上することが可能です。

【人件費・謝金】

問38 TAの雇用単価や勤務時間の上限はあるのか。

(答)

上限はありませんが、勤務時間については、各大学の事情に応じて、当該学生が受ける通常の研究指導、授業等に支障が生じないように配慮して設定してください。

なお、雇用単価については、一律の単価設定ではなく、能力や業務内容に応じて柔軟な設定となるような工夫が望まれます。

問39 教員等を雇用する際に、能力に基づく給与の算定を行うことは可能か。

(答)

可能です。各大学の規定に基づき、適切に対応してください。

問40 教員等を雇用する際、複数年度に渡っての雇用契約を結ぶことは可能か。

(答)

事業実施期間途中で補助金の減額、打ち切り等が行われる場合がありますが、各大学の責任において、複数年度に渡って雇用契約を結ぶことを否定するものではありません。

ただし、本補助金は会計年度をまたがって使用することはできないため、仮に複数年度に渡って雇用契約を結ぶ際は、以下の点に十分注意してください。

- ・ 当該年度内に発生した給与等は、当該年度に交付された補助金にて支払うこと。
- ・ 退職金を支給する際は、補助金から支出できる退職金の算定対象期間は、補助事業に係る期間のみであること（複数年度の勤務に対する退職金や、積立金としての退職引当金については、補助金を充当できません）。

【旅費】

問41 事業担当者以外の教員や事務職員、教育研究支援職員等に対して、旅費を支出することは可能か。

(答)

事業の実施に必要な場合は可能です。各大学の規定に基づき、適切に対応してください。

問42 参加校を含め、学生に対する旅費を支出することは可能か。

(答)

本プログラムや事業の目的に照らして真に必要な支出であり、かつ、支出する大学の各種の規定に基づいた支出であれば補助金から支出することは可能です。

支出に当たっては、本補助金は、教育の質向上に関する改革推進のために必要な経費を補助するものであり、学生の修学にかかる経費を補助することを直接的な目的とする補助金ではないことをふまえ、十分な検討をお願いします。

【その他】

問43 学生の資格試験等の受験料を本補助金から支出することは可能か。

(答)

資格試験等の結果が資格取得や能力認定として学生個人に還元されることから、本補助金から支出することはできません。

5 評価等

問44 中間評価の際の評価基準はどのようなものになるのか。

(答)

今後、委員会において決定する予定です。

6 公表等

問45 申請状況や選定状況は公表されるのか。

(答)

申請締切後、申請した大学等名（連携校含む）、取組名称などを申請状況として公表する予定です。また、選定後は、選定された取組について、取組の概要を含めて公表する予定です。